

熊本市水道条例の一部改正について

熊本市水道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市水道条例の一部を改正する条例

熊本市水道条例（昭和33年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第26条の表中「972円」を「990円」に、「1,339.2円」を「1,364円」に、「1,825.2円」を「1,859円」に、「16.2円」を「16.5円」に、「145.8円」を「148.5円」に、「172.8円」を「176円」に、「199.8円」を「203.5円」に、「237.6円」を「242円」に、「4,158円」を「4,235円」に、「9,018円」を「9,185円」に、「16,038円」を「16,335円」に、「27,648円」を「28,160円」に、「59,400円」を「60,500円」に、「237.6円」を「242円」に、「259.2円」を「264円」に、「280.8円」を「286円」に、「313.2円」を「319円」に、「5,616円」を「5,720円」に、「59.4円」を「60.5円」に、「567円」を「577.5円」に、「324円」を「330円」に、「648円」を「660円」に改め、同表備考第2項中「一般公衆浴場」を「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受ける公衆浴場」に改める。

第27条第1項中「できる。以下同じ。）」の次に「の間」を加える。

第32条第1項の表中「64,800円」を「66,000円」に、「129,600円」を「132,000円」に、「194,400円」を

「198,000円」に、「648,000円」を「660,000円」に、「1,296,000円」を「1,320,000円」に、「3,240,000円」を「3,300,000円」に、「6,480,000円」を「6,600,000円」に、「12,960,000円」を「13,200,000円」に改める。

第33条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市水道条例(以下「新条例」という。)第26条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の直近の定例日(新条例第27条第1項の定例日をいう。以下この項において同じ。)以後の使用水量に係る料金(新条例第1条の料金をいう。以下この項において同じ。)について適用する。ただし、定例日の属する月が偶数である地区の次に掲げる料金については、なお従前の例による。

(1) 平成31年12月の定例日の前日までの間に使用をやめ、又は給水の停止を受けた場合の当該期間に係る料金

(2) 平成32年1月分の料金

- 3 新条例第32条第1項及び第33条の規定は、施行日以後に申込みがあったものについて適用し、施行日前に申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(提出理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)の規定による消費税法(昭和63年法律第108号)の一部改正等に伴い、水道料金等の改定をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。